

# つくモール出荷規約

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 つくモール出荷規約（以下「規約」という。）は、つくモール直売所（以下「直売所」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 直売所は、つくモールにおいて、地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「農産物等」という。）の安定供給を行い、出荷者同士の情報交換により農産物等の生産技術の向上に努めるとともに、つくモールの指定管理者（以下「株式会社こっしゃえる」という。）との連携により、つくモールの直売事業の健全かつ円滑な運営を行うことを目的とする。

## 第2章 出荷者

(出荷者)

第3条 つくモールに農産物等を出荷する者は、直売所の出荷者として登録しなければならない。

2 出荷者は、能登町及び近隣市町村に居住、若しくは事業所を置き、自ら生産、加工又は製造している者とする。

(入会及び脱会)

第4条 直売所への入会及び脱会は、次の事項に配慮して株式会社こっしゃえるで書類審査を行い決定する。

(1) 農産物等の品質向上や安全性確保に積極的に取り組む者とし、粗悪品等の意図的な出荷を行わない者であること。

(2) 出荷者相互の理解、交流を深め、直売所の活動に積極的に参加する者とし、協調性が欠如していない者であること。

(年会費)

第5条 出荷者は以下のとおり年会費を支払う。

(1) 年会費は、出荷者1人あたり町内3,000円・町外5,000円とする

## 第3章 雑則

(罰則)

第8条 この規約に違反する者には指導、警告を行い、出荷停止を命ずることができる。また、停止処分にもかかわらず従わない者は、除名することができる。なお、これらの処分については株式会社こっしゃえるで決定するものとする。

## 第4章 つくモール出荷規程

(趣旨)

第1条 つくモール出荷規程（以下「規程」という。）は、つくモールへ地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等（以下「農産物等」という。）を出荷する者（以下「出荷者」という。）及びつくモールの指定管理者である株式会社こっしゃえるが遵守すべき事項を定めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第2条 農産物等を販売するつくモールの農産物直売所の営業は原則として年中無休であること、営業時間は原則として午前9時から午後6時（1月～3月は午前9時～午後5時）までであることから、出荷者はこれらを基準に対応するものとする。

(出荷者の条件)

第3条 出荷者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) つくモール農産物直売所（以下「直売所」という。）の出荷者であること。
- (2) 公序良俗を守り、法令等を遵守できる者であること。
- (3) 株式会社こっしゃえるが示す生産履歴の記帳等を着実に履行する者であること。
- (4) 株式会社こっしゃえるが開催する定期研修会に参加する者であること。

(出荷計画と調整)

第4条 出荷者は、毎年品目別に出荷時期、数量等の生産出荷計画を作成し、株式会社こっしゃえるに提出するものとする。

- 2 株式会社こっしゃえるは、出荷者から提出された生産出荷計画を調整・とりまとめを行う。
- 3 株式会社こっしゃえるは、品不足や余剰が起きないように、出荷者と調整を図るものとする。

(販売方法)

第5条 株式会社こっしゃえるによる委託販売とし、余剰品は、原則として生産者が引き取るものとする。

- 2 株式会社こっしゃえると栽培契約等を結んだ生産者及び品目は、買取販売とすることができる。
- 3 株式会社こっしゃえるがフルフィルメントを担うネットショップでの販売意思のある出荷者は、別途定める販売手数料を了承した上で出品が可能である。

(販売品目)

第6条 直売所での販売品目は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 適正な品質と安全性を備えた農林水産物又は加工品、工芸品とし、粗悪品等は不可とする。
  - (2) 自ら生産する農産物又は自ら加工・製造する加工品や工芸品とし、仕入品は不可とする。
  - (3) 市場規格に満たない農産物も出荷対象とするが、割れや大きな傷、異常に変形したものは対象外とする。なお、品目別の詳細な基準については、株式会社こっしゃえるが別途定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社こっしゃえるが販売に適さないと判断したものは出荷者と協議し、販売を中止又は停止することができる。

(販売価格)

第7条 農産物等の販売価格は出品者自らの責任で、近隣直売所、量販店等の小売価格を参考に、運営方針を踏まえて設定するものとする。

- 2 農産物等の販売価格は、10円以上の単位で設定する。
- 3 農産物等の最低販売価格は、100円（消費税含む）以上とする。
- 4 株式会社こっしやえるは、販売価格が他の類似販売品の価格と著しく均衡を欠くときは、価格の調整を図ることができる。

(販売手数料)

第8条 委託販売の販売手数料率は、次のとおりとする。

- (1) 農水産物 販売価格の15%（町内）18%（町外）
  - (2) 加工食品 販売価格の22%（町内）25%（町外）
  - (3) 工芸品 販売価格の27%（町内）30%（町外）
- 2 冷蔵・冷凍の場合は2%上乗せとする。
  - 3 ネットショップ出品の場合は5%上乗せとする。
  - 4 品目や出品者によって、手数料の減免をする場合があります。

(納品・陳列)

第10条 原則出荷者が自ら、つくモールに持ち込むものとする。

- 2 納品時間は、原則として午前8時から午前9時までとする。ただし、販売状況等を踏まえ、随時追加の納品ができるものとする。但し、著しい品質の低下を招かない商品に関しては、前日納品も可とする。
- 3 出荷者が自ら価格を決定し、バーコード・ラベラーを打ち出し、商品に貼り付け、陳列するものとする。
- 4 陳列方法は商品別とし、株式会社こっしやえるの指示により、適切な場所に陳列するものとする。
- 5 余剰品の引き取り時間は、原則として午後6時から午後7時までとする。（冬季は午後5時から午後6時）

(代金精算)

第11条 株式会社こっしやえるは月末締め、翌月10日払いを原則として、清算代金を各出荷者の口座に払い込むものとする。

- 2 代金精算において、株式会社こっしやえるは、販売代金から次に掲げるものを控除する。
  - (1) 第8条に掲げる販売手数料
  - (2) バーコード・ラベラー代金（レジを通過した商品を対象に1枚1円）
  - (3) 銀行は北國銀行・興能信用金庫・農協のいずれかとする。

(情報提供)

第12条 株式会社こっしやえるは、POSシステムの運用により販売情報の管理を行い、出荷者別、品目別の販売情報を各出荷者に配信する。

2 株式会社こっしゃえるは、累計売上情報などについて、各出荷者が把握できるよう情報提供に努める。

(事故、クレーム)

第 13 条 販売した農産物等の事故及びクレーム対応は、次のとおりとする。

- (1) 購入者からのクレームについては、株式会社こっしゃえるが対応することを原則とする。ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、株式会社こっしゃえるは出荷者に再発防止を求めるものとする。
- (2) 販売品の事故等により、費用請求があった場合は、株式会社こっしゃえるは出荷者と協議し、速やかに対応するものとする。ただし、明らかに出荷者に事故原因があると判断される場合は、当該出荷者にその負担を求めることができる。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、株式会社こっしゃえると出荷者との協議により定める。

附 則

- 1 この規約は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規約の改正は、株式会社こっしゃえるにより行う。

・ 令和 2 年 9 月 30 日 改訂